大口町住宅用地球温暖化対策設備 設置費補助金について

申請方法

環境対策室窓口(役場2階)にて申請書を提出してください。

※原則、郵送では受付できません。

補助概要

●単体補助

- 1.住宅用エネルギー管理システム(HEMS):1基につき1万円
- 2.家庭用燃料電池システム(エネファーム):1基につき10万円
- 3.定置用リチウムイオン蓄電システム(蓄電池):1基につき10万円
- 4.電気自動車等充給電設備(V2H):1基につき5万円
- - 体的導入(下記の組み合わせの設備を同時に設置する場合)
- 1.住宅用太陽光発電施設+HEMS+蓄電池:上限16万2千8百円
- 2.住宅用太陽光発電施設+HEMS+V2H:上限 11万2千8百円
- ※先着順で予算の範囲内で補助します。
- ※対象設備の設置工事を着工する前に必ず申請してください。

※工事完了後は完了した日から30日を経過した日又は交付決定があった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金実績報告書(様式第6)及び添付書類一式を提出してください。(添付書類が不足していると補助金の交付ができません。)

令和3年度からの変更点

- 1.住宅用エネルギー管理システム(HEMS)、家庭用燃料電池システム(エネファーム)、定置用リチウムイオン蓄電システム(蓄電池)、電気自動車等充給電設備(V2H)の単体補助を開始しました。
- 2.住宅用太陽光発電施設+HEMS+V2Hの一体的導入の補助を開始しました。

参考

要綱、書類一式、申請の流れについては、大口町 HP (組織から探す→環境対策室→環境に関する補助・助成制度→住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金)をご覧いただくか、大口町まちづくり部環境対策室(TEL)0587-95-1613までお問合せください。

手続き方法 申請者 大口町(環境対策室) 【工事着手・建物引渡し前】 ①補助金交付申請書提出 補助金交付申請書受理 交付申請審査 ②工事着工] 交付決定通知書送付 ③着工届 着工届受理 【(工事着工後)申請内容に変更があった場合のみ】 計画変更承認申請書を提出 計画変更承認申請書受理 計画変更審査 工事・建物引渡し 変更承認通知書送付 【事業完了後】 ④実績報告書提出] 実績報告書受理審査 ⑤確定通知書受領 確定通知書送付 ⑥請求書提出]請求書受理 ⑦振込確認 補助金交付 (指定された口座へ振込)